

Ⅱ 監査の結果

年々増大する事務量にもかかわらず、関係職員の努力によりその事務処理も総体的にみて、概ね良好なものと認められるが、なおその一部に是正改善について検討を必要とする事項が若干見受けられたので、今後の事務執行にあたっては十分留意されたい。

以下、その概要について記述する。

1. 監査対象課の事務分掌と職員の配置状況は次のとおりである。

・市民係

(1) 戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑、主食配給、国民健康保険、国民年金、自動車臨時運行、母子健康手帳、就学児童生徒の異動等に係る届出及び申請書の受付並びに謄抄

本、証明書、許可証等の作成及び交付に関すること。

(2) 住民基本台帳、印鑑簿、自動車臨時運行許可台帳及び母子健康手帳交付台帳の作成、整備及び管理に関すること。

(3) 住民カードの作成及び整備並びにセレクターの管理に関すること。

(4) 住民基本台帳人口調査報告に関すること。

(5) 住民票等の閲覧に関すること。

(6) 火葬費等の助成に関すること。

(7) 死体及び死胎の埋火葬許可証に関すること。

(8) 国民健康保険の助産費、育児手当及び葬祭費の申請に関

すること。

(9) 異動に係る米穀通帳及び異動連絡票の作成に関すること。

(10) 交通災害共済の加入及び見舞金給付並びに台帳整備及び管理に関すること。

(11) 金銭登録機による収入金の収納に関すること。

(12) 狭山火葬場組合に関すること。

・戸籍係

(1) 戸籍関係各種届の受付帳記載、送付及び戸籍編成等に関すること。

(2) 人口動態に関すること。

(3) 外国人登録各種届の処理、報告及び照会に関すること。

(4) 既決犯罪人名簿の作成及び保管に関すること。

(5) 身上調査、照会等の回答に関すること。

(6) 自衛官募集事務に関すること。

(7) 部内及び課内庶務に関すること。

・防災係

(1) 災害対策及び防災に関すること。

(2) 消防団及び消防施設に関すること。

(3) 交通安全対策（安全施設を除く。）に関すること。

(4) 行政事務連絡員に関すること。

(5) 東京都市町村消防団員等災害補償等組合に関すること。

(6) 福生警察署管内防犯協会との連絡に関すること。

・公害係

(1) 公害対策に関すること。

(2) 公害防止の指導及び相談に関すること。

(3) 公害の苦情処理に関すること。

(4) 公害防止関連法令に基づく諸届出の受理及び認可に関すること。

(5) 空地に繁茂した雑草の除去命令に関すること。

(6) その他公害に関すること。

・職員の配置状況

(昭和54年11月30日現在)

区分	職名	課長	係長	主事	主事補	計
市民課		1人	4人	16人	3人	24人
	市民係		1	8	3	12
	戸籍係		1	4	—	5
	防災係		1	2	—	3
	公害係		1	2	—	3

2 予算の執行状況について

予算は、その目的に従って概ね適正に執行されているものと認められる。その執行状況は、別表1のとおりであるが、その一部に是正改善を必要とするものが見受けられたので、その事

項について次のとおり若干の意見を付し記述するものとする。

(1) 消防団ポンプ操法審査会拡声機等借上料及び火の見櫓塗装工事費が災害対策費から夫々支出されていることは、その内容からみて適当な支出科目とは認め難いので速やかに検討のうえ是正されたい。

(2) 福生市組織規則第7条の規定により、1件5万円未満の物品の購入契約及び1件10万円未満のその他の契約については、各課の庶務担当係において処理されているが、当該契約に係る検査は、福生市検査事務実施規程によると、検査員は所管課長又は所管課長が指命した職員となつていますが、今回監査したところによると、契約担当職員と検査員が同一職員となつていないことは適当でない。速やかに内部牽制々度について検討のうえ是正されたい。

(3) 超過勤務手当支給の基礎となる超過勤務時間は、1ヶ月分の超過勤務時間を当該課の庶務担当職員が個人別に集計し、庶務職員課に報告することになつていますが、その報告した時間数に若干の間違ひがあるのが見受けられたので、速やかに再調査のうえ過不足のあるものについては精算されたい。

(4) 前渡金の経理状況は、概ね適正に処理されているものと認められるが、8月23日に受領した防災会議委員報酬77,000円が監査の範囲内の期限である11月30日までに精算され

ていないことは事務処理の適正を欠くものであるので留意されたい。

3 住民基本台帳の整備・管理等の状況について

住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づきその目的にも明記されているとおり住民の居住関係の公証、選挙人登録名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎とするとともに住民の住所に関する記録を正確、かつ統一的行い住民の利便と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための重要な資料である。このようなことから、本市のような比較的人口流動の激しいなかにおいても関係職員の努力により、概ね適正に事務処理が行われているものと認められる。

なかでも、本市は都下各市でも未だあまりその実施例が数少ないなかで、住民の権利義務に関する事項及びその他の必要な記録管理の電算化を本年7月から導入したことは、住民サービスの向上と事務の合理化、簡素化を積極的に推進したものと評価できるものである。

なお、住民登録事務について、以下若干の意見を附記することとする。

前述のとおり、住民登録は市民生活と行政事務の推進には欠くことのできない重要な事項であるにも拘らず、一部住民の認識の不足から不実在又は無登録者が相当数あると思われる。こ

のことは税務又は国民健康保険等の郵送した必要書類が多数所在不明等の理由から返戻されている事実からも推測できるものである。

このような状況にあつても、直ちに一斉にその実態調査を実施することは困難であると思われるので、随時関係部課からの情報提供を求めると共に、市の広報紙等を利用し住民登録についての啓蒙を積極的に推進する必要がある。

又一方法定の届出期間を経過して届出をした者53人については、各月末にとりまとめ市長名で青梅簡易裁判所に対して、「届出期間経過通知」を行つているが、関係書類に上司の決裁を得てないことは適正を欠くものであるから是正されたい。

4 印鑑簿等の整備・管理の状況について

印鑑登録制度は、福生市印鑑条例に基づき、その事務処理は概ね適正に執行されているものと認められるが、もとより当該事務は住民の権利義務の行使に大きく関係するものであるから特に厳格慎重な取扱いをされるよう要望するとともに、次に掲げる事項の是正改善について検討されたい。

- (1) 登録申請書を抽出して監査した結果、当該申請書に申請年月日又は受付年月日の記入漏れが若干見受けられたので留意されたい。
- (2) 登録申請書受理から登録完了までの一連の事務処理の責任

者が明確になっていないし、又上司の決裁も得てないことは適正な事務処理を欠くものである。申請書には直接取扱い処理した職員が誰であることを明らかにし責任体制を確立しておく必要がある。

5 各種証明書及び許認可証の交付に関する事務について

印鑑証明書及びその他の証明書の交付事務は、関係申請書に基づき概ね適正に事務処理されているものと認められるが、各種の証明書等は財産の異動又は権利義務の行使或いは資格の取得、身分の証明等に用いられる重要な公証であるから、これらの事務処理については特に慎重に処理し万遺漏ないよう十分留意されたい。

なお、次に掲げる事項の是正改善について検討されたい。

- (1) 各種証明書等の交付事務についても前項(2)で指摘したことと同様なことが見受けられるので留意されたい。但し、上司の決裁については、その取扱件数が非常に多いので、その方法については事務能率と簡素化を念頭に慎重に検討されたい。
- (2) 証明書等の作成交付と、これが手数料徴収を同一職員が取扱っていることは現状の組織においては実情やむを得ない点もあるかと思われるが、内部牽制々度について検討されたい。
- (3) 証明書等の交付申請書に記載されている必要枚数と手数料徴収件数について抽出突合監査の結果、双方の数字に若干の

誤差があるのが見受けられたので再調査のうえ是正されたい。

- (4) 当日分の手数料徴収現金は翌朝まで収入役に保管を依頼し、翌日「出納員取扱金払込書兼日報」で収入役に納付されているが、その際、証明書等の交付申請件数との関係をよく確認し、前記(3)で指摘したような問題が生じないように留意されたい。

- (5) 自動車臨時運行許可証並びに同時に貸与した番号標（仮ナンバー）は有効期間満了後5日以内に返納しなければならない。ことに関係規程に定められているにも拘らず、期間経過後に返納されているものが若干見受けられるので、本制度の主旨を徹底し返納期限を厳守するよう指導されたい。

6 火葬費等の助成に関する事務について

火葬費等の助成に関する条例に基づき、狭山火葬場組合の定めるところにより算定した火葬費等の全額を助成する。但し、霊柩の搬送については、死亡者の生前における福生市の住所地又は居住地から狭山火葬場までの距離により算定することとなっている。これらの助成金は、市民課の金銭出納員が資金前渡を受け、市民課の窓口で申請と同時に交付されている等、その事務は適正に執行されているものと認められる。その状況は別表6のとおりである。

7 交通災害共済加入に関する事務について

市民の交通事故による災害に対して適切な給付を行い市民の生活安定と福祉の増進に寄与するための相互共済の実施に関する事務を共同処理しようと昭和43年度に都下23市町村で一部事務組合が設立された。

それ以来市民の本制度への加入申込受付事務は夫々の当該市町村で取扱つて来たのであるが、本市の加入状況は別表7のとおりである。因に組織市町村の加入状況を見ると、加入率は平均25.1%、最高82.7%（奥多摩町）、最低2.3%（東久留米市）で本市は19.6%で上位から13番目に在る。本市においては3月3日から同月31日までの間、市内18個所で出張受付事務を行い、又広報紙等を通じて啓蒙を行う等関係職員の努力にも拘らず市民の加入率はあまり良くない。更に創意工夫を凝らし、市民が本制度の主旨をよく理解し進んで加入されるようなお一層の努力を要望する次第である。

8 消防及び災害対策に関する事務について

(1) 消防に関する事務は、福生市消防団の設置等に関する規則及び福生市消防団条例に基づき概ね適正に処理されているものと認められるが、なお次の事項の是正改善について検討されたい。

(ア) 市の職員なるが故に消防団員に任命されている職員が6人いるが、当該職員の消防団活動上の公務災害補償は消防

団員等災害補償組合へ当該職員分の負担金を納入していることから消防組織法第15条の7の規定に基づく補償と理解されるが、地方公務員法第45条に規定する一般地方公務員の公務災害補償との関係において問題がないか検討する必要がある。

(イ) 各分団に配置してある器具機材の備品台帳が不完全であり内部の定期点検等も行われていないため、その実態についての監査ができなかつた。速やかに適切な措置を講ずるよう要望する。

(ウ) 防火水槽用地として借用している私有地については、その大部分は土地賃貸借契約を締結してあるが未契約の分について、その実態が把握されていない町会で設置した古い防火水槽については、当該土地使用についての経過等が明確になつていないものがあるようであるが、いずれにせよ土地が財産として重要な価値を占めるようになった現在、当該施設を良好な状態で管理していくためにも速やかに施設台帳を整備されたい。（別表9参照）

(2) 災害対策の基本となるべき福生市地域防災計画は、昨年度福生市防災会議で再検討のうえ一部修正したものが完成している等その事務処理は概ね適正に処理されているものと認められる。今回は次の事項について監査を実施したので、その

結果について若干の意見を附し記述する。

(ア) 災害応急対策用備蓄物資の管理状況について

備蓄物資は福生市農業協同組合所有の倉庫の一部を借用し、別表13に掲げる生活必需品を保管しているが、在庫数量に間違いなく管理状況は概ね良好なものと認められる。

(イ) 災害応急給水用家庭用井戸の確保状況について

このことについては、昨年11月20日町会長に家庭用井戸の実態調査を依頼し、監査日現在においては整理中で今後如何に活用するかについては検討中であるとの説明があつたが、いずれにせよ災害時に既設の井戸が有効適切に利用できる体制を整備されるよう要望する。

8 公害対策に関する事務について

当該事務は、その殆んどが機関委任事務である。その事務処理は概ね適正に行われているものと認められるが、なお次に掲げる事項の是正改善について検討されたい。

(1) 工場認可申請手数料は申請の際、これを納付しなければならないと福生市手数料規則第3条に規定されているにも拘らず、認可保留となつた2件分については手数料が納付されていないことは事務処理上適正を欠くものであるから是正されたい。(別表16参照)

(2) 機械器具の管理状況は台帳の整備及び内部の点検確認を行

つていないため現物との照合監査ができなかつたので速やかに適切な処置を講じられたい。

(3) 市内河川(多摩川3ヶ所)及び下水路(都市下水路2ヶ所・下の川3ヶ所・中央幹線1ヶ所)の水質調査を毎月1回実施しているが、その結果をみるとBODの測定値(最高73.6 P P m)が基準値(2 P P m)に比較して極めて高い数値を示している。市内の事業所の内、大量(50^m/_日)の排水をする事業所に対し排水施設の改善点検を指示している旨、担当職員から説明があつたが、水質汚濁による影響は河川、海などに生息する魚介類や植物など直接生態系にあたえるものと上水道、農業、工業など水利用に対するものが考えられる。又魚釣などレクリエーションとしての利用価値の減少、悪臭の発生などのように自然環境、生活環境への影響も考えられる。しかしなんといつても私達の健康に与える影響が一番問題となりますので、この様な悪の元凶には徹底した行政指導を強化するとともに、不断の監視を怠ることなく目的達成になお一層の努力を要望するものである。(別表14参照)

(4) 騒音は日常生活や生体機能に障害を起すほか、情緒障害をもたらす原因となり、担当課に寄せられる苦情もその大半がこれ等に関するものである。(別表14参照)

国道16号線沿いの自動車騒音測定結果は別表14の2の

とおりであり限度値よりはるかに高い数値を示しているのを、

騒音規制法第17条各項の規定に基づき必要な措置を講ずるよう関係機関に要請及び意見具申を積極的に行う必要があると思われる。

又航空機騒音の測定は毎日リサイクルセンター構内に、自動測定機を設置して行われており、その結果は別表14の2のとおりであるが、測定場所が飛行コースの直下であるため、測定値は環境基準よりはるかに高い。これでは付近住宅地域での騒音値がどの位あるのか判らないので、測定場所の移動について検討されたい。

なお、国は防衛施設周辺地域の生活環境等の整備を図るため、昭和49年6月関係法令を整備し付近住宅の防音工事費の助成などを行つて来ているが、対象戸数が多いこと等もあつてその実施状況は順調に進行しているとは思えない。当該事項は市民課の所掌事務ではないが、地域住民の意向等を十分把握し関係機関に対し早期完了を要請されたい。

別表 1

予算執行状況

歳入		予算現額			
款	項 目	予算額	繰越事業 繰越財源 充用額	計	
8	使用料及び手数料	58,616,000		58,616,000	4
	2 手数料	23,648,000		23,648,000	1
	1 総務手数料	9,554,000		9,554,000	
9	国庫支出金	1,896,907,000	222,509,000	2,119,416,000	87
	2 国庫補助金	1,372,165,000	222,509,000	1,594,674,000	54
	3 消防費国庫補助金	7,570,000		7,570,000	
10	都支出金	497,760,000		497,760,000	17
	3 委託金	66,216,000		66,216,000	3
	1 総務費委託金	51,081,000		51,081,000	3
	3 衛生費委託金	10,000,000		10,000,000	
14	諸収入	605,244,000		605,244,000	32
	5 雑収入	449,044,000		449,044,000	30
	1 雑入	449,044,000		449,044,000	30

別表 1

予 算 執 行 状 況 (一 般 会 計)
抄 本

歳 入

(市民課所管分) 単位：円

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		備 考
	予 算 額	繰越事業 繰越財源 充 用 額	計			予算対比 %	調定対比 %	
8 使用料及び手数料	58,616,000		58,616,000	41,999,336	41,984,992	71.63	99.97	
2 手 数 料	23,648,000		23,648,000	16,340,613	16,103,988	68.10	98.55	
1 総務手数料	9,554,000		9,554,000	7,214,280	7,155,880	74.90	99.19	市民関係手数料 窓口証明等 6,483,300 公害関係等 25,000
9 国庫支出金	18,969,070,000	222,509,000	211,941,600	878,815,413	875,815,413	41.32	100.00	
2 国庫補助金	1,372,165,000	222,509,000	1,594,674,000	540,481,413	540,481,413	33.89	100.00	
3 消防費国庫補助金	7,570,000		7,570,000	0	0	0	0	
10 都 支 出 金	497,760,000		497,760,000	177,616,533	177,616,533	35.68	100.00	
3 委 託 金	66,216,000		66,216,000	32,925,415	32,925,415	49.72	100.00	
1 総務費委託金	51,081,000		51,081,000	30,711,015	30,711,015	60.12	100.00	外国人登録事務関係 490,000 自衛官募集事務関係 21,000 住民登録人口調査事務関係 74,000 人口動態調査事務関係 40,000
3 衛生費委託金	10,000,000		10,000,000	0	0	0	0	
14 諸 収 入	605,244,000		605,244,000	320,729,634	320,753,313	53.00	100.01	
5 雑 収 入	449,044,000		449,044,000	309,125,919	309,149,598	68.85	100.01	
1 雑 入	449,044,000		449,044,000	309,125,919	309,149,598	68.85	100.01	市民課窓口関係 210,640 ・ 公害関係 860

歳 出

単位：円

款 項 目	予 算 現 額				支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 %	備 考
	予 算 額	繰越事業費 繰 越 額	予備費支出 費及び流用 増減	計				
2 総 務 費	944,862,000		30,000	944,892,000	517,195,812	427,696,188	54.74	
1 総 務 管 理 費	611,694,000			611,694,000	337,597,480	274,096,520	55.19	
1 一般管理費	458,091,000			458,091,000	269,052,623	189,038,377	58.73	防災係職員3人分の人件費を含む
2 交通安全対策費	3,367,000			3,367,000	2,297,335	1,069,665	68.23	
10 交通災害共済事務費	1,820,000			1,820,000	1,744,790	75,210	95.87	
12 諸 費	84,580,000			84,580,000	26,806,185	57,773,815	31.69	
3 戸籍、住民基本台帳費	103,544,000			103,544,000	50,701,908	52,842,092	48.97	
1 戸籍住民基本台帳費	103,488,000			103,488,000	50,700,508	52,787,492	48.99	
5 統 計 調 査 費	10,024,000			10,024,000	5,364,009	4,659,991	53.51	
2 人口統計調査費	109,000			109,000	76,507	32,493	70.19	
4 衛 生 費	618,386,000			618,386,000	404,408,664	213,977,336	65.40	
1 保 健 衛 生 費	82,296,000			82,296,000	46,042,811	36,253,189	55.95	
5 公 害 対 策 費	20,074,000			20,074,000	11,219,970	8,854,030	55.89	
9 消 防 費	317,202,000			317,202,000	68,356,517	248,845,483	21.55	
1 消 防 費	317,202,000			317,202,000	68,356,517	248,845,483	21.55	
1 常備消防費	189,841,000			189,841,000	38,468,570	151,372,430	20.26	
2 非常備消防費	36,345,000			36,345,000	22,261,742	14,083,258	61.25	
3 消防施設費	56,992,000			56,992,000	993,000	55,999,000	1.74	
4 災害対策費	34,024,000			34,024,000	6,633,205	27,390,795	19.50	
10 教 育 費	2,538,694,000	122,146,000	2,446,000	2,663,286,000	1,096,224,055	1,567,061,945	41.16	
5 社 会 教 育 費	1,315,997,000			1,315,997,000	432,483,941	883,513,059	32.86	
6 地域会館管理費	223,730,000			223,730,000	12,200,406	1,017,2594	54.53	福東会館、修繕費等を含む

別表2 人口及び世帯数

年 1月1日現在	人	口	男	女	世帯数	
44	36,909	人	18,153	人	18,756	10,867
47	39,991		19,700		20,291	12,912
50	45,418		22,589		22,829	15,034
53	47,884		23,725		24,159	16,018

自然増減		社会動態										人口増
出 生	死 亡	自 然 増 (A)	入				出				社 会 増 (B)	(A) + (B)
			他 府 県 か ら	都 内 か ら	そ の 他	計	他 府 県 へ	都 内 へ	そ の 他	計		
587	128	459	715	1,831	113	2,659	864	1,801	74	2,739	△80	379